

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年11月10日掲載)

No.91	「母子家庭自立支援給付金事業」について述べよ。		
解答	<p>・母子家庭の母親の雇用の安定や就職の促進を図るため、母親または事業主に対して「母子家庭自立支援給付金」が支給される。「母子家庭自立支援給付金事業」は、2003年に創設され、各都道府県・市・福祉事務所設置町村において、実施されている。</p> <p>・2008年3月の「母子および寡婦福祉法施行令」の改正により、2008年度から「高等職業訓練促進給付金」に給付金区分が設けられ、「高等職業訓練修了支援給付金」が創設された。</p> <p>・給付に要する費用は、都道府県が行うものについては都道府県が、市町村が行うものについては市町村が支弁するが、国は都道府県および市町村の支弁に対して、3/4以内を補助することができることとされている。</p>		
	事業名	項目	ポイント
	【1】自立支援教育訓練給付金事業	(1)概要	・母子家庭の母の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し、修了した場合、経費の40%(8千1円以上で20万円を上限)が支給されることがとされていた。しかし、2007年10月1日以降に開講する講座を受講した場合には、経費の20%(4千1円以上で10万円を上限)とすることに変更された。
		(2)対象者(要件)	①児童扶養手当支給水準の母子世帯であること ②雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと ③教育訓練を受けることが適職につくために必要であること
		(3)対象となる講座	自立支援教育訓練給付金事業の対象となる講座： ①雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座 ②別に定める就業に結びつく可能性の高い講座 ③その他、上記に準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座
	【2】母子家庭高等技能訓練促進費事業	(1)概要	・母子家庭の母が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間の最後の1/3に相当する期間「高等技能訓練促進

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

			<p>費」を 2008 年 4 月から以下の区分で月額支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするものである。</p> <p>①受給資格者および受給資格者と同一世帯の者が市町村民税非課税の場合：10 万 3,000 円</p> <p>②①以外の受給資格者の場合：5 万 1,500 円</p> <p><給付期間></p> <p>・養成機関で修業する期間の 1/3(最長 12 か月)</p>
	(2)対象者(要件)		<p>①児童扶養手当支給水準の母子世帯であること</p> <p>②養成機関において 2 年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること</p> <p>③仕事または育児と修業の両立が困難であること</p>
	(3)対象となる資格		<p>・対象となる資格は次の通りである。</p> <p>①看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士</p> <p>②その他上記に順次都道府県塔の町が地域の実情に応じて定める資格</p>
	【3】高等職業訓練修了支援給付金事業	(1)概要	<p>・上記【2】の養成機関において、2 年以上の課程を修了した母子家庭の母親に対して支給される給付金で、2008 年 4 月から創設された。</p>
		(2)給付額	<p>①受給資格者および受給資格者と同一世帯の者が、修了日の属する年度分の市町村民税が非課税の場合：5 万円</p> <p>②①以外の受給資格者の場合：2 万 5,000 円</p> <p><給付期間></p> <p>・本給付金は一時金であり、1 回のみを受給となる。</p>
	【4】常用雇用転換奨励金事業	(1)概要	<p>・有期で雇用している母子家庭の母を、常用雇用(雇用期間に定めのない労働者)への転換に向けた職業訓練(OJT等)を行い、職業訓練開始後 6 か月以内に常用雇用へ転換し、その後 6 か月間継続して雇用した事業主に対して、都道府県等が母子家庭の母 1 人当たり 30 万円を支給するものである。また、2006 年 3 月からは、すでにパートで働いている母子家庭の母に職業訓練を行い、6 か月以内に常用雇用した事業主にも支給されることになった。なお、2007 年 10 月からは一つの事業所において労働時間が、通常の労働者の一週間の所定労働時間</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

			働時間に比べて短い(30 時間未満)場合は、この給付金の対象者には含まれないこととなった。
	(2)支給対象となる事業主		<p>・次の要件のすべてを満たす必要がある。</p> <p>①雇用保険の適用事業主であること</p> <p>②次のいずれかの紹介を受けて雇い入れた事業主であること([1]ハローワーク(公共職業安定所), [2]厚生労働大臣の許可を受けた母子家庭等就業・自立支援センターなどの無料・有料職業紹介事業者または届出を行った無料職業紹介事業者(以下「職業紹介機関」という))</p> <p>③対象労働者を常用雇用へ転換させた母子家庭の母を、引き続き6か月間雇用したこと</p> <p>④過去6か月間に事業主の都合により常用雇用労働者を解雇したことがないこと</p> <p>⑤過去3年間に雇用したことのある者を再雇用するものでないこと</p>
	(3)対象となる労働者		<p>・次の要件のすべてを満たす必要がある。</p> <p>①児童扶養手当支給水準の母子世帯であること</p> <p>②ハローワーク、職業紹介機関に求職申込みしていること</p> <p>③常用雇用での就業に制約がないこと。また、必ずしも常用雇用へ転換されるものではないことなど常用雇用への移行に向けた職業訓練計画書の内容について理解し、了承していること</p>
	<p><通知>(2003年6月30日)</p> <p>①「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」</p> <p>②「母子家庭自立支援給付金事業の円滑な運営について」</p>		